

●高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律

〈予算関連法律案〉

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設等を行う。

施策の現状・背景

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要である一方、サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状。

高齢者単身・夫婦世帯の増加

2010年から2020年の10年間で、

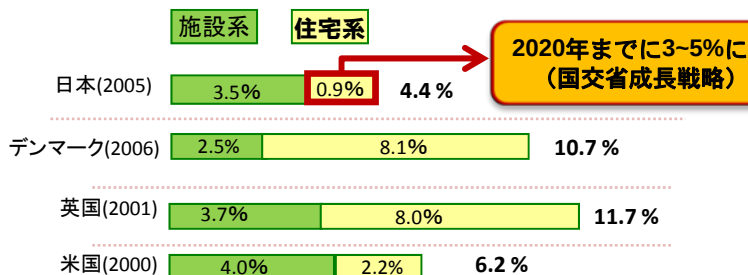
高齢者人口：

約2,900万人→約3,600万人

高齢者単身・夫婦世帯：

約1,000万世帯→1,245万世帯

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合



国土交通省・厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である
「サービス付き高齢者向け住宅制度」を新たに創設

概要

【登録基準】 ※有料老人ホームも登録可

《住宅》

- ・床面積(原則25㎡以上)、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

《サービス》

- ・サービスを提供すること。(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)

《契約》

- ・高齢者の居住の安定が図られた契約であること、前払家賃等の返還ルール及び保全措置が講じられていること

【事業者の義務】

- ・入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の説明)
- ・誇大広告の禁止

【指導監督】

- ・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・指示等)

* 高円賃・高専賃(登録制度)、高優賃(供給計画認定制度)の廃止

* 高齢者居住支援センター(指定制度)の廃止

- 補助・融資・税による支援策を充実し、民間による供給を促進
- 介護保険法改正による「定期巡回随時対応サービス」等と組み合わせた仕組みを普及